



全ト協発第621号(企)  
令和5年3月1日

都道府県トラック協会  
会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



### 「燃料サーチャージの算出方法等」の告示について

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「燃料サーチャージ」につきましては、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の一部として通達の中で規定されておりましたが、令和5年3月1日に別添のとおり「燃料サーチャージの算出方法等」として国土交通省より告示されました。また、告示されたことに伴い、関連する標準的な運賃通達もあわせて一部改正されました。

全ト協では、「標準的な運賃」とともに燃料サーチャージの収受につきまして、引き続き、荷主や荷主関係団体等に対し広く周知を図ってまいりますので、貴協会におかれましても、本件について傘下会員事業者の皆さまに周知いただくとともに、荷主や荷主団体等に対し、標準的な運賃など適正な運賃・料金の収受に向けた取組を推進していただきますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

1. 「燃料サーチャージの算出方法等」告示  
(令和5年3月1日 国土交通省告示第147号)
2. 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について  
(令和5年3月1日 国自貨第156号の2)

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 (担当：星野、吉田、戸塚)  
電話：03-3354-1037、FAX：03-3354-1019

国土交通省告示第百七十五号Ⅶの規定に基づき、燃料サーチャージの算出方法を次の

とおり定めたので、お示しする。  
令和五年三月一日  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

燃料サーチャージの算出方法等

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格：100.0円 ※

改定の知み幅：5.0円

改定条件：改定の知み幅5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。  
廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式：(距離制運賃)

$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

(時間制運賃)

$$\text{平均走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/L)}$$

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急対応ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～	100.00 円	廃止
100.00 超	105.00 円	2.5 円
105.00 超	110.00 円	7.5 円
110.00 超	115.00 円	12.5 円
115.00 超	120.00 円	17.5 円
120.00 超	125.00 円	22.5 円
125.00 超	130.00 円	27.5 円
130.00 超	135.00 円	32.5 円
135.00 超	140.00 円	37.5 円
140.00 超	145.00 円	42.5 円
145.00 超	150.00 円	47.5 円
150.00 超	155.00 円	52.5 円
155.00 超	160.00 円	57.5 円
160.00 超	165.00 円	62.5 円
165.00 超	170.00 円	67.5 円
170.00 超	175.00 円	72.5 円
175.00 超	180.00 円	77.5 円
180.00 超	185.00 円	82.5 円

※代表価格は、刻み幅の0.5倍の額を基準価格に加算した額とした。

※上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が185.00円/Lを上回った場合は、改定の知み幅5.0円/Lの幅で代表価格及び上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車 (2トクラス)	○○km/L
中型車 (4トクラス)	○○km/L
大型車 (10トクラス)	○○km/L
トレーラー (20トクラス)	○○km/L

※○○は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2tクラス）	100km	50km
中型車（4tクラス）	130km	60km
大型車（10tクラス）	130km	60km
トレーラー（20tクラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

国自貨第156号の2  
令和5年3月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車  
監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるととも  
に、傘下会員に対し周知方願います。

別添

国自貨第156号  
令和5年3月1日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」(令和2年4月24日付け国自貨第14号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）（抄）

改	現	行
<p>各地方運輸局自動車交通部長            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>令和2年4月24日 国自貨第14号  <u>一部改正</u> <u>令和5年3月1日</u> <u>国自貨第156号</u></p> <p>自動車局貨物課長            （公印省略）</p> <p>一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 具体的な適用方法            標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。            (1)～(8) (略)            (9) 燃料サーチャージ            告示Ⅳに規定する燃料サーチャージについては、<u>一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件（令和5年国土交通省告示第147号）の定めるところによる。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長            関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>令和2年4月24日 国自貨第14号</p> <p>自動車局貨物課長            （公印省略）</p> <p>一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 具体的な適用方法            標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。            (1)～(8) (略)            (9) 燃料サーチャージ            告示Ⅳに規定する燃料サーチャージについては、<u>別添のとおりとする。</u>  <u>標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改正）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	

燃料サーチャージについて

- 以下の算出方法による。  
 基準価格：100.0円 スタンド価格による。  
 改定価格の幅：5.0円  
 改定条件：改定の幅が5.0円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。  
 廃止条件：軽油価格が100.0円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。  
 計算式： $(\text{距離} \times \text{運賃}) \div \text{燃料サーチャージ}$   
 $(\text{時間} \times \text{運賃}) \div \text{燃料サーチャージ}$   
 $(\text{平均走行距離} \times \text{燃費}) \div \text{燃料サーチャージ}$

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上限額テーブルは下表のとおり。

調査している軽油価格	燃料サーチャージ	
	算出上の代表価格	上限額
基準価格	100.00 円	-
～	100.00 円	廃止
100.00 超 ～	105.00 円	102.50 円
105.00 超 ～	110.00 円	107.50 円
110.00 超 ～	115.00 円	112.50 円
115.00 超 ～	120.00 円	117.50 円
120.00 超 ～	125.00 円	122.50 円
125.00 超 ～	130.00 円	127.50 円
130.00 超 ～	135.00 円	132.50 円
135.00 超 ～	140.00 円	137.50 円
140.00 超 ～	145.00 円	142.50 円
145.00 超 ～	150.00 円	147.50 円
150.00 超 ～	155.00 円	152.50 円
155.00 超 ～	160.00 円	157.50 円

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車 (2tクラス)	○○ km/L
中型車 (4tクラス)	○○ km/L
大型車 (10tクラス)	○○ km/L
トレーラー (20tクラス)	○○ km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件 (平均走行距離) は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車 (2tクラス)	100km	50km
中型車 (4tクラス)	130km	60km
大型車 (10tクラス)	130km	60km
トレーラー (20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理等  
 端数処理として、円単位に小数を切り上げる。